

平成27年度

湯河原町教育委員会基本方針

湯河原町教育委員会

〈平成27年2月〉

〒259-0301

住所 足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地3

電話 0465-62-1100 FAX 0465-62-1188

平成 27 年度湯河原町教育委員会基本方針

教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることを目的として、教育委員会制度が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことや、総合教育会議の設置により、教育委員会と首長との連携の強化が図られ、平成 27 年度はその初年度として始動することになります。

こうした中、学校教育分野では、社会性や規範意識の構築、学力や学習意欲の高揚、不登校やいじめ問題への対応、暴力や体罰の撲滅、家庭や地域の教育力をめぐる課題などが山積しております。

いじめ問題に関しては、平成 26 年度に策定した「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決が図れるよう、学校、教育委員会に留まらず、町全体でこの問題に取り組んでいくこととしています。

生涯学習分野では、余暇時間の増大等を背景に、ライフスタイルの多様化などにより生涯の各時期において、学習、文化及びスポーツ活動に対する要望は、広範かつ高度なものになってきています。

このような中で、湯河原町教育委員会は、時代の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、教育行政に課せられた期待を誠実に受けとめ、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、「ゆがわら 2011 プラン」の「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の実現を目指し努力していきます。

基本方針

- 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。

「確かな学力」について

学校教育法第30条第2項に規定された学力の三要素、「①基礎的な知識及び技能の習得」「②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成」「③主体的に学習に取り組む態度の育成」のバランスのとれた教育の充実を図ります。

そのために、保護者や地域の方々による学校支援ボランティアの組織的・計画的な協力体制を整えるとともに、学習習慣を確立させるために家庭との連携を図り、児童・生徒による「学びあい、深めあい、高めあう」質の高い教育を目指します。

「豊かな心」について

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、児童・生徒が道徳的価値観に基づいた生き方について自覚を深め、社会規範を持てるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、校外学習活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図られるようにします。

「健やかな体」について

健やかな体を育むために、児童・生徒の発達の段階に応じた取り組みを行います。

特に、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導は、家庭や地域との連携を図りながら行っていきます。

「幼・保・小・中連携の取組」について

「生きる力」の育成を図るため、幼・保・小・中の連携を更に発展させ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育を推進するため情報の共有化を図ります。

また、併せて国の第2期「教育振興計画」において、小中一貫教育の取組の促進が明記され、本町の特性を踏まえながら検討していきます。

「教育施設のあり方」について

小・中学校校舎等の施設整備を進めるとともに、学校の位置についても、今後どうあるべきか検討を進めるため、「ゆがわら 2011 プラン」後期基本計画に「教育施設のあり方」として、位置づけていきます。

2 「信頼される学校づくり」を推進します。

充実した教育活動を推進するため、幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を生かした教育活動に取り組むとともに、いじめ・体罰・校内暴力を撲滅し、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めていきます。

学校評価及び学校情報の公開、家庭・地域との十分な連携及び学校評議員、PTA、子ども会などとの交流を通じ、学校、家庭、地域とが相互に補完し合うため、外部評価の導入による客観的な評価のもと学校改善を行い、教職員と一丸となって信頼される学校の実現に向けて努力していきます。

3 「安全・安心な学校づくり」を推進します。

児童・生徒の安全確保に努めることは、学校運営の基本であり、各学校には、児童・生徒が安心して楽しく学校生活を過ごせるよう、安全・安心な学校づくりに全力を挙げて取り組む責任と使命があります。

児童・生徒の安全確保に向け、「子供 110 番」や安全マップの有効活用、「わんわんパトロール」の実施や保護者、地域の方々による登下校時の指導などによる見守りの充実を図ります。

小学校低学年から交通安全教育を実施し、交通安全の確保を図っていますが、中学校への通学には、国道 135 号の横断が伴いますので、更に交通安全教育の徹底を図っていきます。

非行、不登校の傾向など家庭環境などで配慮を必要とする児童・生徒については、児童・生徒への指導だけでなく、保護者への支援も必要となるケースが増えており、小田原保健福祉事務所、小田原児童相談所、民生委員・児童委員、福祉課、保健センター及び青少年相談室と定例的に情報交換を行い、連携を強化していきます。

防犯対策として、学校施設内に防犯機器を配備し、外部からの不審者の侵入を防ぐ対策を講じております。また、不審者情報をいち早く保護者へ知らせるため、情報システムの活用をしておりますが、更なる活用を図っていきます。

防災対策として、小・中学校の防災マニュアルを随時点検し、小・

中学校間、保護者、地域との連携を更に深め、有事の際に備えます。

4 学校支援ボランティアの活用を図ります。

社会状況の変化に伴い、現在の学校教育には、保護者や地域の方々から様々な期待や成果が求められています。そのような中、平成20年度から学校支援ボランティア活用事業を開始し、各校のコーディネーターが研修会や情報交換会を通して得た知識や情報を活かし、保護者や地域の方々の協力を得ながら、児童や生徒たちの授業の補助や学習環境の整備など様々な学習場面での活用を図り、成果を上げていることから、今後も更に内容の充実を図っていきます。

また、経済格差が学力格差を生むという現実に対して、学校教育と社会教育が共同で児童・生徒をフォローする仕組みについて地域やボランティアの協力を得て検討実施します。

5 「おもてなしの心」を育みます。

「湯河原町観光立町推進条例」が平成23年4月1日から施行されました。この条例は、観光を町の基幹産業として更に発展させるため、町民一人一人が「おもてなしの心」を観光資源としてとらえ、町、町民、観光事業者、観光関係団体等が一丸となって、観光立町の実現を目指していこうとするものです。

児童・生徒に、あらゆる機会を通じて、誰でも「あいさつ」からできる「おもてなしの心」を育てていきます。

6 環境教育を推進します。

オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化などの地球環境問題や都市化社会におけるごみの増加、水質汚濁、大気汚染など様々な環境問題が世界共通の課題となっています。

「環境に対する豊かな感受性や見識を持つ人づくり」を目標に、身近な体験活動等環境教育や環境学習を通して、地球にやさしい行動のできる児童・生徒の育成に努めます。

7 「食育」を推進します。

子どもたちの豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、「食」の重要性を認識する必要があります。

様々な経験や学習を通して食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てるため「食育」を推進していきます。

また、食の安全が求められる昨今、町内のイージーネット栽培で生産された農作物の給食への利用や地場産品の安定供給による地産地消による給食の充実を図っていきます。

中学校での学校給食については、具体的に検討していきます。

8 人権教育及び人権啓発を推進します。

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

町民一人一人が、学校教育や社会教育などを通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、いじめや体罰の根絶など、真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」を実現することを目指し、人権教育を総合的に推進します。

いじめの問題に関しては、いじめ問題対策連絡協議会により、関係機関との緊密な連携を深め、家庭、学校、教育委員会に留まらず、地域全体で関わり、見守っていく土壌を培っていくとともに、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、早期解決に努めていきます。

9 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な文化・学習活動を支援します。

子どもから社会人・高齢者に至るまで、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことができる環境をつくることが求められています。

このようなニーズに対応するため、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲と創意・工夫を凝らした自主的な文化活動や学習活動を支援していきます。

また、超高齢化社会における、具体的な生涯学習支援の方策や社会教育施設、社会体育施設、学校施設などの役割について検討していきます。

10 家庭・地域・学校の教育力の向上に努めます。

家庭教育は、すべての教育の出発点であるとともに、乳幼児期の親子の絆の形成にはじまる家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。

家庭教育は、親の責任であると同時に、親の権利や喜びであるとい

うことを見い出せるよう、地域と学校の協働による教育力の向上を図っていきます。

11 子どもの読書活動を推進します。

第一次湯河原町子ども読書活動推進計画の実績を踏まえ、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする第二次湯河原町子ども読書活動推進計画を策定しました。

子どもが本を読まない要因の一つに、大人の読書不足が挙げられることから、家族みんなで本を読む家読（うちどく）を推進していきます。

また、利用したくなる学校図書館を目指し、整備を進めるとともに、学校と連携して学校図書館の活性化を図るほか、読書ボランティア養成講座などを開催して、ボランティア活動を推進します。

12 青少年の健全育成に努めます。

青少年を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しております。携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により手軽に情報発信や交換ができるようになりました。しかし、その反面、有害情報も氾濫し、犯罪に巻き込まれるケースも発生しております。

また、人間関係の希薄化、社会性や協調性あるいは連帯感の欠如、麻薬や違法薬物問題など青少年の健全育成を図る上での阻害要因も見受けられます。

このような状況の中で、未来を担う青少年が、夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や多様な体験ができる機会の提供に取り組んでいきます。

13 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。

生活に潤いと心の豊かさをもたらすため、文化の享受や活動の重要性が認識されています。文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすとともに、地域社会の活性化にとっても大きな役割を担っています。

地域に息づく文化活動を助長し、発展させるとともに、伝統文化の継承・発展などにも積極的に取り組み、図書館、美術館を拠点に、文化活動を実践、体験できる学習の機会と発表の場を提供していきます。

有形無形の文化遺産の保護・周知に努め、新たな文化財の発掘・指定について、今後も継続して調査研究していきます。

14 町民一人一人のライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及を推進します。

スポーツは、人間の「心」と「体」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与するものです。そして、生涯にわたり健康で文化的な生活を送るために、自らの健康の大切さを認識し、進んで健康の増進を図っていくことが重要です。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、町民グラウンド・体育館やヘルシープラザ、学校施設、町有のスポーツ施設などの活用を図りながら、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと協同してスポーツの普及や活動支援を推進していきます。

15 国際化を推進します。

国際化の進展に対応するためには、国際理解や国際感覚の醸成を図る必要があります。

姉妹都市への中学生の派遣や語学講座・国際理解講座の開催などにより、異なる文化や習慣などの理解を深める機会を推進していきます。

16 平成 27 年度からの教育委員会制度の改正により設置する「総合教育会議」は、教育の中立性、継続性を確保しつつ、町長との連携強化、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図っていきます。

平成 27 年度湯河原町教育委員会主要施策

学校教育

- 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力の育成」を図ります。
- 2 「信頼される学校づくり」を推進します。
- 3 「安全・安心な学校づくり」を推進します。
- 4 「学校支援ボランティア」の活用を図ります。
- 5 「おもてなしの心」を育みます。
- 6 「環境教育」を推進します。
- 7 「食育」を推進します。
- 8 「人権教育」「人権啓発」を推進します。

- 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力の育成」を図ります。

(1) 活力ある学校経営と創意・工夫ある教育課程の編成

「生きる力」を育むことを目指し、確かな学力・豊かな心・健やかな体を持った児童・生徒の育成に努め、現行の学習指導要領を基に、「創意工夫をした教育課程の編成」「保護者、地域の方々の協力を得た学校支援ボランティア」によって魅力ある教育活動の展開を図ります。

ア 特色ある『ゆがわらの学校教育』の推進

(ア) 心の教育の推進

(イ) 道徳教育の充実及び道徳的実践力の育成

(ウ) 地域教育力の活用（スクールボランティア）

(エ) 花いっぱい教育の推進

(オ) 国際理解教育の推進

(カ) 卒業記念講演会の開催

(キ) 総合的な学習の時間の充実

(ク) 湯河原中学校生徒の各種大会等への派遣

(ケ) A L T（外国語指導助手）を活用した中学校国際化（英会話）教育の推進と小学校外国語活動の推進

(コ) 地域の協力による体験学習の実施（お茶摘み、稚鮎の放流、温泉体験など）

イ 学校図書館による充実した学習活動の展開

(ア) 学校図書館司書教諭の特性を生かした学校図書館運営と学習活動の展開

(イ) 学校全体で取り組む読書活動の推進

(エ) 学校図書館を利用した「学習情報センター」としての活用

(オ) 学校図書館司書の配置

(カ) 図書館ボランティアによる学校図書館の有効活用

(キ) 町立図書館との連携

(ク) 湯河原町子ども読書活動推進計画の推進

ウ 学習指導の充実・改善

(ア) 基礎・基本の習得

(イ) 思考力、判断力、表現力の育成

(ウ) 主体的に学習に取り組む態度の育成

(エ) 家庭学習の習慣化

(オ) 校内研究の充実

(カ) 障がいの有無にかかわらず、さまざまな課題を抱えた園児・児童・生徒一人一人のニーズに適切に対応する「支援教育」の理念の推進

(キ) 学校支援ボランティアの活用による教科指導の充実

エ 文化的活動の助長

(ア) 美術館での芸術文化鑑賞会開催

(イ) 図書館、美術館での児童・生徒作品展の開催

(ウ) 小学校音楽会の開催

オ 児童・生徒の健康管理

(ア) 幼稚園ぎょう虫、尿検査の実施

(イ) 小学生ぎょう虫、尿、心臓検査の実施

(ウ) 中学生尿、心臓検査の実施

カ クラブ活動・部活動の充実

(ア) 小学校クラブ活動の育成

(イ) 湯河原中学校部活動への地域指導者の活用

(ウ) 湯河原中学校部活動用品の整備

キ キャリア教育（職場体験教育）の充実

ク 教員補助員の配置（スタディーサポート事業）

ケ 障がい児介助員の配置

コ 小中一貫教育

小学校から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びについて、本町の特性を踏まえながら検討します。

(2) いじめを含めた問題行動の対応

いじめへの対応として、アンケート調査、教育相談などを実施していましたが、いじめに気づくことができず、その反省に立ち、児童・生徒の安全・安心が確保できるよう改善充実を図る。

また、いじめ問題対策連絡協議会により、いじめ、不登校、暴力行為、家庭問題等について、関連する団体等の連携の推進を図っていく。

ア 小・中学校にいじめ問題対策委員会の設置

イ 教職員の教育相談の手法など向上についての取組み

ウ 命の大切さなど道徳性を育む教育活動の見直し

エ いじめ早期発見チェックリスト等の改善による児童・生徒指導の見直し

オ いじめに悩む児童・生徒が安心して相談できる体制を整えるなど教育相談の見直し

カ 中学校においては、部活動の目的を再確認し、自主性やリーダーの育成など部活動の見直し

キ 不登校児童・生徒については、保護者との連絡を密にし、家庭、地域、関係機関とのさらなる連携を図る

(3) 児童・生徒指導の推進・充実

児童・生徒の良さや可能性・個性を互いに認め合い、高め合うことのできる豊かな教育環境や人間関係づくりを推進します。そのための校内指導体制の確立に努めます。

ア 「不登校」・「いじめ」などの克服のための指導の充実

イ 指導力の向上と校内指導体制の充実

ウ 学校、家庭、地域社会、関係機関との連携体制の強化

エ 校内における教育相談コーディネーターによる教育相談体制の充実

オ 児童・生徒理解の深化

カ 適応指導教室との連携の強化

キ 青少年相談室などの関係機関との連携の強化

ク 小・中学校児童・生徒指導担当教員との連携の強化

ケ 幼稚園・保育園児、小・中学生の相互交流の推進

コ 「湯河原町子どもフォーラム」を通じ、小・中学校が連携した児童・生徒による自治活動及び「ゆがわらっこ」が取組む「笑顔あふれる最高の楽校」づくりの推進

サ 携帯電話・スマートフォンなどインターネットを使用する時のルールとマナー、安全に役立つ機能を学ぶ教室の開催

(4) 情報教育の推進

進展する高度情報化社会により、今後も情報コミュニケーション技術（ICT）の発展が予想される中で、タブレット端末等の情報機器の利用により、児童・生徒が情報社会に対応した「情報活用能力」を身に付けることができるよう情報教育の充実を図る。

ア 校内教職員研修の充実

イ 校内研究体制の強化

ウ 授業への活用と実践

エ 情報管理体制の強化

(5) 障がい児教育（支援教育）の充実

障がいのある児童・生徒一人一人の教育課程に対応するため、障がい別の教育課程を編成し、個別の指導計画に基づき、個々に応じた指導を推進するとともに、教職員の研究・研修の推進に努め、施設・設備や教材・教具等の整備、介助員配置の充実を図ります。

また、積極的な通常級児童・生徒との交流を図り、インクルーシブ教育（包括的な一体化教育）のあり方を研究し、推進していきます。

ア 指導内容、指導法の研究

イ 障がいのある児童・生徒の就学相談の充実（教育相談コーディネーターの積極的活用）

ウ 障がいの特性に応じた専門的指導の充実

エ 交流教育の推進

オ 言語や構音に課題のある児童に対する「ことばの教室」の運営と充実

カ 障がい児介助員の配置

キ 小田原養護学校地域支援担当との連携（各小・中学校の特別支援学級担任との定期的な会議）

ク 支援教育アドバイザー（心理職）の配置

(6) 教職員研修と研究体制の充実

学習指導要領の趣旨を生かし、教職員の意識改革と指導力の向上を支えるために、学校内での研究・研修体制の強化や、町教育委員会主催の研修会の充実と町教育研究会における研究活動の充実を図る。

るとともに、児童・生徒にわかりやすい授業の実践により、確かな学力の向上を目指します。

ア 指導力向上のための研修会・講座の充実

イ 教育研究委託校における研究の推進

ウ 校内研究体制・学校不祥事故防止会議などの強化

エ 町教育研究会の研究の強化

(ア) 学校支援ボランティアのあり方

(イ) 支援教育のあり方（不登校問題を含む。）

(ウ) 学校安全のあり方（防災・交通安全）

(エ) 幼・保・小・中の連携のあり方

オ 学力向上を図るための方策の実践研究

(7) 不登校児童・生徒に対する指導体制の充実

小学校入学時からのいわゆる小1プロブレムや中学校進学時における不登校、いわゆる中1ギャップが年々増加し、児童・生徒の不登校問題は、現在、原因の複雑化など、深刻化の一途にあります。

このため、教育相談、適応指導教室、青少年相談室、湯河原中学校に配置されたスクールカウンセラーなどの機能を十分に活用するとともに、地域の人々や関係機関との有機的な連携を図り、引きこもりがちな児童・生徒に対しては、訪問指導や相談活動を充実していきます。

ア 適応指導教室運営の充実

イ 青少年相談室との連携の強化

ウ 校内指導体制と児童・生徒相談体制の充実

エ スクールカウンセラーの活用

オ 学校サポート会議の開催

カ スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

(8) 教材教具の充実

学習指導要領に基づき、学校での児童・生徒の学習をより豊かなものとするため、学校図書館の図書や教材・教具の更なる充実に努めます。

ア 教材・教具の整備・充実

イ 学校図書館図書の整備・充実

(9) 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な

時期です。福浦幼稚園は、施設が小学校との同一校舎内にあり、幼・小連携など、特色を生かした教育（教員の指導連携と幼児と児童との交流）を図っていきます。

また、子ども・子育て支援新制度による公立及び私立幼稚園の利用者負担額について、国の基準を踏まえて適正な負担額となるよう早期に検討を行います。

- ア 幼稚園教育要領に基づく教育計画の実践と改善
- イ 小学校との連携強化
- ウ 幼稚園子育て事業（預かり保育）の実施

(10) 育英奨学金給付事業の実施

学力優秀であっても経済的な理由で高等学校の課程を修学することが困難な生徒に対し、育英奨学金の給付を行います。

なお、高等学校授業料の制度改正に伴い、給付事業の内容を検討していきます。

(11) 校舎等の施設設備の推進

学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場所であり、学校各種施設の保守、整備を進め、安全、安心の施設づくりの充実を図ります。

また、小学校の各体育館においては、天井等の落下防止対策工事を実施していきます。

- ア 湯河原小学校
 - (ア) プールろ過機等修繕
 - (イ) デジタル体重計
- イ 吉浜小学校
 - (ア) 消火栓用配管改修工事
 - (イ) 視聴覚備品整備
- ウ 東台福浦小学校
 - (ア) 児童用机・椅子整備
 - (イ) 視聴覚備品整備
- エ 湯河原中学校
 - (ア) トイレドア一等修繕
 - (イ) 防災用品備蓄事業

2 「信頼される学校づくり」を推進します。

(1) 学校運営の充実

教育目標の実現のため「学校経営ビジョン」を策定し、「学校教育活動の評価」を行い、学校運営の更なる充実を図ります。

- ア 校長によるリーダーシップのとれた学校づくり
- イ 学習指導要領に基づいた教育課程の研究・改善
- ウ 学年学級経営の充実（各学年学級経営方針の策定）
- エ 校内研修・教材研究体制の充実
- オ 学校防災体制の円滑な運営
- カ 適正な情報管理の徹底
- キ 教育活動改善に向けて保護者へアンケートの実施
- ク 湯河原町体罰防止プランの推進
- ケ 体罰防止チェックリストの活用による体罰根絶の徹底
- コ 湯河原町いじめ防止プランの推進

(2) 地域に開かれた学校の推進

保護者や地域住民が学校教育に参加することを通じ、また、児童・生徒が地域の実情に合わせた活動に参加することにより、開かれた学校づくりを推進する。

- ア 景観作物作付事業への参加
- イ 自然や動・植物とのふれあい事業への参加
- ウ お茶摘み体験の実施
- エ ふれあい給食の実施
- オ 温泉入浴体験の実施
- カ 稚鮎の放流体験の実施

3 「安全・安心な学校づくり」を推進します。

(1) 児童・生徒の安全の確保

交通安全、防犯、防災、非行などに対して、学校、地域、家庭や関係機関が連携して、児童・生徒の見守りの充実を図ります。

- ア 保護者と連携した通学路パトロールの実施
- イ 不審者情報システムの活用（メール配信）
- ウ 地域と連携、協同によるわんわんパトロールの実施
- エ 小学校新一年生を対象に防犯ブザーを配付
- オ 安全マップの有効的な活用
- カ 環境ボランティアと連携した学校安全管理の推進
- キ 小・中学生の交通安全教育の実施
- ク 地震や津波などへの意識付けの徹底
- ケ 地震避難訓練、津波避難訓練などの定期的な実施

コ インターネット掲示板への書き込みの監視

4 学校支援ボランティアの活用を図ります。

(1) 地域全体で学校を支援する体制の推進

地域のボランティアの協力を得ながら学校、家庭、地域が一体となり、学校のニーズに応じた学校支援ボランティアを拡充していきます。

ア 「学習支援ボランティア」、「環境整備ボランティア」、「安全確保ボランティア」など学校支援ボランティアへの支援強化

イ 「わんわんパトロール」の実施

ウ 「学校支援ボランティア・コーディネーター」への研修や情報交換会の開催

エ スタディーサポート事業と学校支援ボランティアとの連携、融合についての調査研究の推進

オ 放課後まなび教室の開設

5 「おもてなしの心」を育みます。

(1) 「笑顔」でさわやかな「あいさつ」の促進

「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、町民一人一人が「おもてなしの心」をもって観光客に接し、観光立町の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、児童・生徒の「おもてなしの心」を育てていきます。

6 環境教育を推進します。

(1) 「エコ」教育の推進

「環境に対する豊かな感受性や見識を持つ人づくり」を目標に、人間の活動と環境との望ましい関係を総合的に理解し、身近な体験活動等の実践を通して、地球にやさしい行動のできる児童・生徒の育成に努めます。

ア 「環境ポスター」への絵画出品と環境に関する標語の出品

イ 海岸美化清掃の実施

ウ 学校周辺の美化活動の実施

エ 環境・美化施設の見学

オ 節電や造電など「エコ教育」の実施

7 「食育」を推進します。

(1) 地産地消による「食育」の推進

様々な経験を通して食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てる「食育」を「地産地消」と合わせて推進していきます。

ア 地産地消の推進

イ 学校給食調理業務の委託

ウ 教育研究会の「学校給食と食育研究部」が作成した「弁当レシピ集」の配布と活用

エ 栄養教諭を中心とした食育推進のためのネットワークの構築

(2) 中学校での学校給食の導入

サービス業に従事する家庭や共働き世帯の増加などにより、弁当を持参しにくい生徒が増加していることから、中学校においても給食の実施を求める意見をいただいています。

中学校で給食を実施するためには、さまざまな課題を解決しなければなりません。中学校の給食実施について具体化に向け積極的な取り組みをしていきます。

8 人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 「共に生き、支え合う地域社会」の実現

人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現を目指した人権教育を総合的に推進します。

ア 人権尊重の精神を基本とした人権教育の推進

イ 4月の「人権教育月間」、各学校で策定する「人権教育に係る年間計画」などにより、計画的に人権教育、人権啓発を行い、定期的に振り返り評価を行う。

ウ 湯河原町いじめ防止宣言の基本理念を浸透させ、家庭や地域と連携して、子ども一人ひとりの「いのち」輝く湯河原をめざします。

社会教育

- 1 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。
- 2 人権教育及び人権啓発を推進します。
- 3 家庭・地域・学校の教育力の向上に努めます。
- 4 子どもの読書活動を推進します。
- 5 青少年の健全育成に努めます。
- 6 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。
- 7 町民一人一人のライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及を推進します。

- 1 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。

- (1) 学習情報の提供と学習相談機能の充実

多様化、高度化する町民の学習意欲に応えるため、学習情報の提供や学習相談の充実等、自主的な学習活動を支援するとともに、講座や学級などの充実に努めます。

ア 神奈川県生涯学習情報ネットワーク（PLANETかながわ）の利活用

イ 町内学習サークル等の情報提供

- (2) 生涯の各期に応じた学習機会の提供と充実

地域の各種団体、ボランティアとの連携・協力を得て、町民の自主的な学習活動を促進するほか、町や町社会福祉協議会と協力し、各年齢層に対する学習機会の提供について検討します。

ア 町民大学の運営

イ 国際理解講座の開催

ウ 自然・環境学習の開催

エ 家庭教育学級の開催

オ 子育て学級の開催

- (3) 自主学習活動の育成と支援

自主学習活動を推進するため地区会館を活用した学習活動を支援します。

ア 生涯学習推進員の養成

イ 吉浜文化福祉会館・門川会館・川堀会館を活用した学習活動の

支援

(4) 社会教育団体の活動支援

生涯学習推進団体、青少年育成団体、文化団体及びスポーツ団体等への支援の充実を図ります。

2 人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権研修の充実

人権は、決して侵したり侵されてはならない人間の基本的な権利です。近年、この人権に対する考え方や問題が多様化してきているため、研修などの充実を図ります。

ア 家庭教育学級等での人権研修の実施

イ 人権研修の開催

(2) 「子ども（児童）の権利条約」の啓発

子どもに対しては、いじめや虐待から守るため「子ども（児童）の権利条約」の啓発を図ります。

3 家庭・地域・学校の教育力の向上に努めます。

(1) 地域の教育力の向上

都市化や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、地域の教育力の低下が指摘される中、地域の教育力向上の必要性が高まっています。

このため、身近な地域や学校が協同して家庭教育を支えていく基盤の形成と育成に努め、社会全体の教育力の向上を図ります。

ア 学校を核としたボランティア活動、スポーツ及び文化体験活動など、地域に根ざした多様な活動の推進

イ 地域全体での家庭教育支援の体制づくりの推進

ウ 日頃からお世話になっている地域の人や先生を敬い、感謝する心を育むため、「先生の日」の検討をする。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、各種講座に親自身に参加してもらい、親の底力のパワーアップを図る。

ア 子どもの発達段階に合わせ、親自身も学べる学習機会の提供

イ 子育てサークルの育成

4 子どもの読書活動を推進します。

(1) 家読（うちどく）の推進

平成 19 年度から平成 23 年度までの第一次湯河原町子ども読書活動推進計画を踏まえ、第二次推進計画を策定しました。

子どもが本を読まない要因の一つに大人の読書不足が挙げられますので、家族みんなで本を読む「家読（うちどく）」を推進します。

また、子どもの読書意欲を喚起するため、借りた本の書名等をシールに印字・配布するサービスを開始します。

(2) 学校図書館の充実

利用しなくなる学校図書館とするための整備を進め、町立図書館と連携し、学校図書館の活性化を図るほか、ボランティア養成講座等を開催し、学校図書ボランティア活動を支援します。

学校司書の配置及びシステムの更新により、蔵書の管理や利用状況等の把握に努めます。

5 青少年の健全育成に努めます。

(1) 青少年の健全育成の推進

近年の急激な社会環境の変化に伴い、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

次代を担う青少年が豊かな創造性や若いエネルギーを十分に発揮し、それぞれの夢に向かって成長することができるよう、青少年の意欲を高める体験活動、青少年を取り巻く有害環境対策の推進等、家庭、地域、学校、青少年育成団体や関係機関とともに手を携え取り組んでいきます。

ア 青少年相談の充実

- (ア) 青少年相談室の運営
- (イ) 適応指導教室との連携
- (ウ) 有害環境対策の推進

イ 青少年育成団体への支援

- (ア) 町青少年指導員会への支援
- (イ) 町子ども会育成団体連絡協議会への支援
- (ウ) 青少年健全育成地域活動推進団体への支援

ウ 成人のつどいの開催

エ 次世代地域指導者（青少年リーダー）の育成

- (ア) ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成
- (イ) リーダー研修会の開催

オ スポーツ・体験活動等の開催

- (ア) 少年少女球技大会の開催
- (イ) 少年少女砂の芸術大会の開催

カ 親善提携都市との交流

- (ア) 三原市との親善都市子ども交流
- (イ) オーストラリアポートステューブンス市との中学生交流
- (ウ) 大韓民国忠州市との親善交流

(2) 児童が安全で安心して過ごせる場の提供

すべての小学生を対象とし、放課後に安全、安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や学習活動を行う『放課後子ども教室』を『そよかぜきょうしつ』として東台福浦小学校に開設しています。

また、児童が安全で安心して過ごせる生活の場として、各3小学校に開設している学童保育所は、平成27年度から全学年が対象となることから、施設の拡充、学童支援員の確保並びに研修等による資質の向上を図ることで、より一層の充実に努めます。

- ア そよかぜきょうしつの充実
- イ 放課後まなび教室の充実
- ウ 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の運営の充実

6 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。

(1) 芸術文化活動の振興・文化遺産の保護と活用

芸術や文化の創造は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、「潤いと安らぎのまちづくり」を進める上で特に重要視されます。

このため、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりを目指します。

また、私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを積極的に推進します。

ア 芸術文化活動の振興

- (ア) 文化団体の活動・文化行事の協賛と支援
- (イ) 音楽会・文化祭の開催

イ 文化遺産の保護と活用

- (ア) 鹿島踊り保存会（吉浜・鍛冶屋）の活動の支援
- (イ) 湯河原ばやし保存会（宮下・鍛冶屋）の活動の支援
- (ウ) 焼亡の舞保存会の活動の支援

- (エ) 城堀元服祝唄保存会など文化財保存団体の支援
- (オ) 郷土資料館の資料管理と更新の促進
- ウ 文化財の普及・啓発
 - (ア) 地域の歴史と文化の探訪の開催
 - (イ) 郷土史歌の伝承
- エ 鍛冶屋製鉄遺跡に関連する事項の調査・研究
 - (ア) 正宗屋敷跡製鉄遺跡関連の継続調査
 - (イ) 鍛冶屋地区に伝承される製鉄に関する事項の調査・研究

(2) 図書館活動の充実及び運営の促進

湯河原町立図書館は、町の文化・学習の拠点として多くの町民に利用されていますが、余暇時間の拡大や生涯学習に対する関心の高まりなど図書館を巡る環境は大きく変化しています。

図書館の使命である町民への情報提供を重視した資料の整備と各種講座の開催、質の高い親しまれる施設を目指します。

また、湯河原町子ども読書活動推進計画の主施設として、小・中学校の学校図書館との連携、学校巡回文庫の実施、各種ブックリストの作成、子どもの読書活動の推進に努めるなど、学校や家庭、地域全体で読書活動を推進し、文字・活字文化の振興も図っていきます。

ア 資料の整備

- (ア) 図書の整備（一般図書・児童図書・郷土資料等）
- (イ) 定期刊行物の整備
- (ウ) 視聴覚資料の整備

イ ブックスタート事業及びセカンドブック事業の推進

ウ リクエスト、レファレンス（調査相談業務）への対応

エ 図書館システムの運用

- (ア) クラウド型図書館システムの活用
- (イ) 蔵書データの整備
- (ウ) インターネット検索の活用及び図書館所蔵資料データベースと学校図書館データベースとの連携の研究

オ 施設整備の推進

- (ア) 多目的トイレ用ベビーチェア設置
- (イ) 屋外飲食用テーブル等設置
- (ウ) 高圧受変電設備改修

カ 図書館セミナーの開催

キ 図書館クラブ、おはなし会等児童向け行事の開催

- ク 図書館ボランティアの育成
- ケ 小・中学校の学校図書館との連携
- コ 子ども読書活動推進協議会の活動推進
- サ 郷土資料の収集、整理並びに展示

(3) 美術館の運営の促進

町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを展示・保存する美術館は、教育施設として、また、観光施設として大きな役割を果たしています。

町民誰もが誇れる「わが町の美術館」としての活動をより推進するため、芸術性に優れた美術品を収集し、その保存に努めるとともに、所蔵品及び現代日本画家・平松礼二画伯の作品の常設展示や町内在住作家の紹介など工夫した運営に努めます。さらに魅力ある展覧会の開催のため、他館等からの借用作品による特別展を企画検討していきます。

平成 27 年度は、全国梅サミットの加入自治体という関係から、同規模の公立美術館を持つ青梅市との文化交流事業として作品の交換展を企画していきます。

また、学校と連携して小・中学生を対象にした鑑賞教室や児童生徒の作品展等を開催し、町の将来を担う子供たちの美術教育を推進します。

美術館の庭園は、継続して植栽整備等に努め、町民及び観光客の憩いの場として活用を図ります。

- ア 企画展の開催
- イ 小・中学校児童・生徒作品の展示
- ウ 小・中学校への鑑賞教室の実施
- エ ギャラリートークの開催
- オ もみじのライトアップ
- カ 美術館ボランティアの活用
- キ 観光関係団体や町内外の美術館との連携

7 町民一人一人のライフスタイルに応じた生涯スポーツの普及を推進します。

(1) 生涯スポーツの普及

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図り楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人からでも、

また家族や友人などと気軽に参加できるような各種教室、大会などを積極的に開催し、スポーツの普及とスポーツ活動への参加機会の増大を図ります。

また、子どもの体力の低下問題に対応するため、学校、家庭、地域、体育関係団体と協同し、子どもの体力の向上を図るほか、町や町社会福祉協議会と協力し、高齢者に対する体力、健康の保持・向上について検討を行います。

ア スポーツ大会の開催

- (ア) 湯河原温泉オレンジマラソンの開催
- (イ) 町民レクリエーションの集いの開催
- (ウ) 城下町おだわらツーデーマーチ（ウォーキング）の開催

イ スポーツ推進委員会への委託

- (ア) グラウンドゴルフ大会の開催
- (イ) ニュースポーツ大会の開催
- (ウ) スポーツ・レクリエーションフェスティバルの開催

ウ 町体育協会への委託

- (ア) 町民バレーボール大会の開催
- (イ) ママさんバレーボール大会の開催

エ スポーツ少年団への委託

- (ア) 剣道大会の開催
- (イ) 柔道大会の開催

オ スポーツ大会出場者への支援

カ スポーツ指導者の育成

キ ニュースポーツの普及推進

ク ラジオ体操の普及を図り、未病を治す活動を支援

(2) スポーツ団体の活動支援

日常的にスポーツ活動ができる環境づくりに努め、スポーツ団体活動の支援や指導者の育成に努めます。

ア 町体育協会の活動への助成

イ スポーツ少年団の活動への助成

(3) スポーツ環境の整備と活動場所の確保

誰もが身近にスポーツを日常的に親しむことができる場の確保を推進します。

ア 小・中学校の運動場及び体育館等の開放

イ 東台福浦小学校プールの開放

ウ 町民グラウンド・体育館の運営

(4) シルバースポーツの推進

高齢者が健康と体力の維持増進や参加者相互の交流を図る目的で、気軽にスポーツを楽しむ機会の提供を検討していきます。

ア 保健センター、介護課と協同したシルバースポーツ推進の検討

イ ヘルシープラザでの高齢者向け講座開講の検討

ウ 町社会福祉協議会とシルバースポーツ大会の協同開催の検討

(5) ヘルシープラザの運営

ヘルシープラザは、民間事業者の能力を活用して、町民に対するスポーツの振興と利用促進に寄与する管理を行い、町民のニーズを把握し、サービスの効果、効率を向上させて地域福祉の一層の増進を図るため、平成20年4月1日から指定管理者による運営を実施しています。

今後も、トレーニング機器の更新など指定管理者と連携して利用者の利便を図り、利用率の向上に努めます。